

議案第3号

子育て支援のための一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

子育て支援のための一般職の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西 村 和 平

子育て支援のための一般職の職員の給与の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員に対して支給する期末手当の特例を定めることにより、もって子育て支援に資することを目的とする。

(期末手当の特例)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下、この条において「給与条例」という。）第9条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以下の者（給与条例第35条の2の規定の適用を受ける者を除く。）に対して支給する期末手当については、給与条例第29条第2項の規定中「100分の122.5」を「100分の92.5」に、「100分の137.5」を「100分の107.5」に読み替えるものとする。

2 採用により新たに給与条例の規定の適用を受けることとなった職員に対する当該採用年度に支給される期末手当については、前項の規定は適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(審議資料)

子育て支援施策の実施に資するため、行政職 6 級以下の職員に対して支給する期末手当のカット措置を実施しようとするもの。

【要旨】

- 平成 25 年 6 月期及び平成 25 年 12 月期に支給される期末手当の支給月数から各期 0.3 月（年間 0.6 月）のカット措置を講じる。

	H25年6月期			H25年12月期			年間合計		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
本則支給月数	1.225	0.675	1.900	1.375	0.675	2.050	2.600	1.350	3.950
カット後	0.925	0.675	1.600	1.075	0.675	1.750	2.000	1.350	3.350
差引	△ 0.30	0.0	△ 0.30	△ 0.30	0.0	△ 0.30	△ 0.60	0.0	△ 0.60

- 新規採用職員に対して支給される当該採用年度の期末手当については、上記のカット措置は適用しない。
- 適用期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで